## 研究員 の眼

6・3・3・4・・・「2」制

"おとな学校"は、自分のための義務教育課程

社会研究部 主任研究員 阿部 崇 (03)3512-1811 abe@nli-research.co.jp

本格的な超高齢社会の只中にあって、医療・介護制度をはじめとする様々な社会システムは、「地域」 をキーワードに、大きな転換期を迎えている。"会社・職場から「地域」へ"、"「地域」包括ケアシス テム"、"「地域」・街づくり"など、一度は目や耳にする機会があったのではないだろうか。

しかし、現状をみれば、一部の人たちが考えた地域像を前提に、社会システムが率先して縮小・後 退し、当事者である"これからの"高齢者が望むと望まないとにかかわらず、「地域」へと送り出され ているといった感が否めない。とすれば、これからは行き先となる地域づくりも然ることながら、そ こへの行き方、言い換えれば、地域との関係を無理なく作る"きっかけ"の提供が必要であろう。

本稿は、その一つの方法として「おとな学校」構想を提案したい。

本構想を大雑把に整理すると、①満60歳(還暦)を区切りとして、そこから6年後の66歳となる 4月1日から「おとな学校」(原則として、住所地の公立小学校校舎をタイムシェアする2年間の通学 義務教育課程)に入学し、②授業では、地域情報の他、社会保険(年金、医療、介護)や行政サービ スに関する情報提供、また、体育科授業を通じた健康増進や家庭科授業を通じた独居の生活力維持等 も行うのである。

それまでの人生歴や今の生活・経済状況に関係なく、たまたま同じ地域に居合わせたクラスメート との出会いと交流によって、同世代の"これからの"高齢者自身が、地域を共有する仲間を自然体で 作る"きっかけ"を得ることができるのである。同時に、学校を運営する市町村(≒地域)は、伝え るべきものを"授業として"きちんと伝えることができる場を獲得することができる。

この構想の検討は、「カリキュラムや授業時間は?」、「先生は誰?」といった前向きな楽しいものだ けではない(※筆者の考える"おとな学校"の基本骨格案は図表の通り)。構想の骨格である、通学を 原則とする義務教育課程、市区町村(地方公共団体)直営の公立学校、などを根拠付けるため、「教育 基本法や憲法等における制度の法的整理をどう考えるか」、「どこが運営し、その財源をどう調達する か」、「教職人材をどう確保するのか」、といった多くのシビアな課題が待ち受ける。そして、最大の難 関は「社会的なコンセンサスをいかに図るか」であろう。既存のカルチャースクールや○○教室とは 一線を画し、国民に新たな義務を課す社会システムとして導入する以上、これらの十分かつ緻密な検 討は必須である。

そして、ここで考えるべきことは、「今の社会システム・社会インフラでこの構想が実現できるか」 ではない。"地域で"、"地域へ"と送り出すだけでなく、様々な困難も待ち構えている高齢者1年生の 仲間づくりの"きっかけ"を提供するために、「今の社会システム・社会インフラをどう変えていくこ とが必要か」である。

自分が満66歳になる年度の4月1日を迎えられたとき、その地域に「おとな学校」があればいいの に、と考えている。

図表: "おとな学校"の基本構想案

## (1) 入学対象者

- ●満66歳を当該年度に迎える市町村に住所地を有する者
  - ※ 満 65 歳で介護保険第 1 号被保険者として市町村が把握した翌年度
- (2) カリキュラム
  - ●週3日の通学課程(原則)
    - ※ 例外として通信+スクーリング課程を準備
  - 1 日 2 コマ (40 分× 2 コマ、10 分休み時間)
    - ※ 小学校低学年の授業終了後、家事や就業に影響が少ない 15:00~16:30 を想定
  - ●年 150 時間 (33 週)、全課程 2 年間 (300 時間)
    - ※ 小学校課程と連動し、夏休み・冬休み等の長期休暇、卒業式等の式典もあり

## (3) 授業科目案

	科目	主な内容
必須科目	社会科	社会保険(年金・医療など)、行政施策 など
	地域科	行政サービス、地方自治、各種相談 など
	健康科	健康・栄養管理、体力維持、家庭療法、介護 など
	生活科	税務、PC 操作、防犯、日常英会話 など
選択科目	法律科	法律相談、裁判、遺言 など
	家庭科	調理技術、菜園、日常家事 など
	芸術科	演奏、鑑賞、創作活動 など
	体育科	基礎運動(健康づくり)、定期健診 など

## (4) 教職員

- ●ジェロントロジー(老年学)修了者および実務経験3年以上の地方公共団体職員 ※ 地方公務員として採用、上記要件を満たせば小学校教員との兼務可
- (5) 運営費
  - ●原則として、現行公立小学校の運営費に準じる(国、都道府県、市区町村による分担)